

# 博士の学位授与制度の改正について

## 1. 改正の趣旨

中央教育審議会の「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」（平成17年9月5日）が答申され、その基本的な考え方で、「今後の大学院は、教育機関としての本質を踏まえ、①大学院教育の実質化、②国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。」とされています。

本学においても、医学研究科博士課程の入学や学位授与の状況等を勘案し、医療系大学院としての使命を果たすとともに、さらなる飛躍を期すため、博士授与制度のあり方全般の検討を行い、取り組みをすすめることとしました。

## 2. 検討経緯

- ・本年1月の役員会で、「論文博士(乙)の廃止を含めて学位制度の改革について検討を行う」ことを決定。
- ・学長から、「その後の文科省の動きも踏まえた上で、本学の現行論文博士制度について廃止も含めた見直しと、博士授与制度のあり方全般についての意見を求める」との諮問。
- ・本年6月に、「論文博士制度検討ワーキング・グループ」（医学部長を委員長に外4名の教授により構成）を立ち上げ、情報収集・分析等を開始。
- ・以降、4回にわたるワーキング・グループの開催のほか、メール等での調整等を随時行いながら、協議・検討を行い、9月に学長諮問に対する答申をとりまとめ。

## 3. 改正概要

### ○論文博士制度（2016年4月から施行）

- 1) 現行の申請資格要件に基づく論文博士学位審査期限は2021年3月までとします。

※注

・学位審査期限が2021年3月までのため、学位申請期限は2020年11月末（現行の年4回の最終回の学位申請期限）となり、その時点で5年以上の研究歴が必要になります。

・したがって、過去に研究生又は専修生としての研究歴が全くない方が、この条件を満たすためには、本年（2015年）11月末迄に研究生又は専修生（ただし、専修生の研究期間については期間がすべてそのまま認められない場合があります。）の入学手続きを完了しておかなければならないこととなります。

- 2) 新しい論文博士申請資格要件を以下のように定めます。

（新要件）

- ・申請論文(筆頭著者に限る)のインパクトファクター(論文掲載年の公表済直近5年平均)が15点以上。
- ・申請論文以外に、筆頭著者としての掲載論文(インパクトファクターが1点以上)が2編以上。
- ・本学の大学院入学試験に準じて行われる学力試験に合格。

- 3) ただし、制度改正に伴い、以下の①、②のとおり経過措置を設けます。

①2015年10月1日時点において在学中の大学院生が、学位未取得で通常履修(4年間)又は長期履修で満期退学した場合の、論文博士学位審査期限については、入学時期別に以下のとおりとします。

学年	入学時期	通常履修(4年間)の場合の上記期限	長期履修(6年間)の場合の上記期限
4年生	春入学	上記1)のとおり(2021年3月まで)	2022年3月末まで
3年生	春入学	〃	2023年3月末まで
〃	秋入学	2021年9月末まで	2023年9月末まで
2年生	春入学	2022年3月末まで	2024年3月末まで
〃	秋入学	2022年9月末まで	2024年9月末まで
1年生	春入学	2023年3月末まで	2025年3月末まで
〃	秋入学	2023年9月末まで	2025年9月末まで

②2016年度に入学する大学院生が、学位未取得で通常履修(4年間)又は長期履修(6年間)で満期退学した場合の、論文博士学位審査期限については、入学時期別に以下のとおりとします。

年度	入学時期	通常履修(4年間)の場合の上記期限	長期履修(6年間)の場合の上記期限
2016	春入学	2024年3月末まで	2026年3月末まで
〃	秋入学	2024年9月末まで	2026年9月末まで

- 4) 新たな研究生と専修生の入学は2016年3月末日をもって終了します。

## ○専攻生(仮称)制度の創設

本学内で教授等の指導に基づき医学に関する研究に従事しようとする者で、以下の者を対象に専攻生制度を新設。

- ・専攻生 A：本学常勤の教職員（助教以上を除く）
- ・専攻生 B：他学の学部に在学中の者
- ・専攻生 C：その他の者（大学院生を除く）

## ○課程博士制度（2016年4月入学生から適用）

- 1) 社会人大学院の長期履修期間を現行の6年から8年とします(本項は2017年4月入学生から適用)。
- 2) 長期履修生については、授業料を長期履修期間に応じて分割納付が可能とします。
- 3) 初期臨床研修医の大学院入学を可能とします。
- 4) 学位未取得で通常履修(4年間)で満期退学した場合の、課程博士としての申請期限を2年から4年に延長。
- 5) 大学院の入学金(下記 6)の場合を除く)について、基金充当による入学金相当額貸与型の奨学金制度を新設(返還義務有り)。
- 6) 基礎医学系(社会医学系含む)を主科目に選択する入学者に、入学金と授業料の相当額貸与型の奨学金制度を新設(一定の条件を満たした場合は返還を免除)。